

秋田県告示第502号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年10月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

第1

- 1 名称
完ヶ森鳥獣保護区
- 2 区域
大館市商人留字完ヶ森166番地内の大館市立北陽中学校の学校林の区域
- 3 存続期間
平成30年11月1日から平成50年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
 - (1) 指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的
完ヶ森鳥獣保護区は、大館市街地の近郊で鳥獣の良好な生息環境にあり、大館市立北陽中学校の学校林としても利用されている。生徒の愛鳥思想普及啓発の場として利用されていることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第2

- 1 名称
田代岳鳥獣保護区
- 2 区域
大館市田代岳地内の国有林米代東部森林管理署2223林班から2226林班まで、2249林班、2229林班へ小班、と小班、ち小班、り小班、ぬ小班、る小班、イ小班及びびろ小班、2248林班へ小班及びびイ小班並びに2250林班ろ小班、ろ1小班及びびニ小班的区域
- 3 存続期間
平成30年11月1日から平成50年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
 - (1) 指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的
田代岳鳥獣保護区は、針葉樹や落葉広葉樹が多く繁り、鳥獣の生息、繁殖及び保護に適している地域であることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域における生物多様性の確保に資するものである。

第3

- 1 名称
李岱鳥獣保護区
- 2 区域
北秋田市東根田地内の市道東根田下杉線と県道鷹巣川井堂川線との交点を起点とし、同市道を西進し市道李岱芹沢線との交点に至り、同市道を北進し市道李岱学校通線との交点に至り、同市道を北進し同県道に続く旧合川西小学校通学路との交点に至り、同通学路を北東に進み同県道との交点に至り、同県道を南進し林道蝦夷館線との交点に至り、同林道を南東に進み蝦夷館公園管理道との交点に至り、同管理道を南西に進み根田沢治山堰堤左岸に至り、同堰堤上を直進し根田沢右岸の用水路との交点に至り、同用水路を南西に進み同県道との交点に至り、同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 存続期間
平成30年11月1日から平成50年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
 - (1) 指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的

李岱鳥獣保護区は、北秋田市の李岱地区に隣接する樹林帯であり、キジやシジュウカラをはじめとする多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第4

1 名称

能代公園鳥獣保護区

2 区域

能代市清助町地内の市道清助町一号線と市道畠町川反町線との交点を起点とし、同市道を南進し、同市道を能代第一中学校へ向かい西進し、米代西部森林管理署155林班と民有地の境界との交点に至り、同境界を北進して市道日吉町浜通線との交点に至り、同市道を東進し市道清助町一号線との交点に至り、同市道を南東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成30年11月1日から平成50年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

能代公園鳥獣保護区は、能代市の西部に位置する能代公園一帯であり、クロマツ林を中心にサクラやツツジが植栽されており、地域住民の憩いの場として親しまれているほか、自然との触れ合いや鳥類の観察を通じた保健休養の場として重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第5

1 名称

桧山鳥獣保護区

2 区域

能代市松山字蟹沢地内の民有林林道轍山線と米代川地域森林計画区能代市101林班5小班と24小班の境界を起点とした米代川地域森林計画区能代市101林班5小班から10小班まで並びに13小班及び14小班までの区域

3 存続期間

平成30年11月1日から平成50年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

桧山鳥獣保護区は、能代市の中央部に位置し主にスギやアカマツで構成される山林であり、カッコウやホオジロをはじめ多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第6

1 名称

小友沼鳥獣保護区

2 区域

能代市鹹瀨地内の基幹農道東能代第二農免道路と農道との交点を起点とし、同農道を南西に進んで山際に至り、同山際を西進し沼を半周して堤防に至り、同堤防を北東に進んで山裾と田圃の間の水路に至り、同水路を東進して基幹農道東能代第二農免道路に至り、同農免道路を南東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成30年11月1日から平成50年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 指定目的

小友沼鳥獣保護区は、能代市の小友沼を中心とした区域であり、周辺には山林や水田が広がっている。このような自然環境を反映して、ガンやカモ科鳥類等の多数の渡り鳥が中継地として利用する重要な区域となっている。

このため、当該区域は、集団渡来する渡り鳥の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

第7

1 名称

天徳寺鳥獣保護区

2 区域

秋田市旭川南地内の県道秋田八郎潟線と市道手形泉線との交点を起点とし、同市道を北西に進み同市道と接続する県道土崎港秋田線に到り、同県道を北西に進み市道外旭川上新城線との交点に到り、同市道を北東に進み県道秋田昭和線との交点に到り、同県道を西進し市道泉濁川線との交点に到り、同市道を北東に進み県道秋田昭和線との交点に到り、同県道を南東に進み県道秋田八郎潟線との交点に到り、同県道を南西に進み起点に到る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成30年11月1日から平成50年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

天徳寺鳥獣保護区は、市街地に囲まれた小高い里山丘陵地をなし、スギの人工林やナラ類の広葉樹林が混在しており都市地域における野生鳥獣の数少ない生息地となっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化法に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第8

1 名称

北浦鳥獣保護区

2 区域

男鹿市北浦字湯本地内の県道入道崎寒風山線と湯ノ尻川との交点を起点とし、同県道を南西に進み西黒沢及び畠集落を経て入道崎灯台に到る歩道との交点に到り、同歩道を北西に進み灯台に到り、同海岸線を南東に進み大明神崎を経て湯ノ尻川河口へ到り、同川を南進して起点に到る線に囲まれた一円の区域及びこれらの区域の海岸線から100メートルまでの日本海の区域

3 存続期間

平成30年11月1日から平成50年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

北浦鳥獣保護区は、男鹿市北西部に位置し、日本海に沿って細長く、冬場には渡り鳥も数多く飛来するほか、森林性の鳥獣も多く見られ野生鳥獣の良好な生息地である。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のための重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化法に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地区に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第9

1 名称

元木山鳥獣保護区

2 区域

潟上市昭和元木山地内の国道7号と市道田屋荒長根線との交点を起点とし、同国道を約800メートル南進し元木山公園麓の農道との交点に到り、同農道を北西に進み同農道と接続する市道元木山公園線に到り、同市道を北進し同市道と接続する市道元木山中央線に到り、同市道を北東に進み市道田屋元木山線との交点に到り、同市道を東進し市道田屋荒長根線との交点に到り、同市道を南東に進み起点に到る線に囲まれた一円の区域

- 3 存続期間
平成30年11月1日から平成50年10月31日まで
- 4 保護に関する指針

- (1) 指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
- (2) 指定目的

元木山鳥獣保護区は、潟上市中央部に位置する元木山公園を中心とする一帯であり、針葉樹や広葉樹が混在する鳥獣類の生息環境として良好であり、市民の憩いの場として活用頻度が高く、愛鳥思想普及等の啓発の場として重要な区域であることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化法に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地区に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第10

- 1 名称
飯田川公園森鳥獣保護区
- 2 区域

潟上市飯田川下虻川地内の県道秋田昭和飯田川線と豊川左岸交点を起点とし、同県道を北東に進み県道男鹿昭和飯田川線との交点に到り、同県道を北東に進み国道7号との交点に到り、同国道を南東に進んだ後、南進し豊川左岸との交点に到り、同川左岸を北西に進み起点に到る線に囲まれた一円の区域

- 3 存続期間
平成30年11月1日から平成50年10月31日まで
- 4 保護に関する指針

- (1) 指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- (2) 指定目的

飯田川公園鳥獣保護区は、潟上市の北部に位置し、低標高の丘陵地帯であり池沼や河川が適度に入り組んでいる。林況はスギの人工林やナラ類等の広葉樹林が混在しており、野生鳥獣の生息環境に適した区域となっている。

このため、当該地区は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第11

- 1 名称
祓川鳥獣保護区
- 2 区域

由利本荘市矢島町及び鳥海町地内の由利森林管理署管轄の国有林1057林班から1059林班まで、1062林班から1065林班まで及び1073林班の区域

- 3 存続期間
平成30年11月1日から平成50年10月31日まで
- 4 保護に関する指針

- (1) 指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- (2) 指定目的

祓川鳥獣保護区は、由利本荘市の南部に位置し、鳥海国定公園の一部を成している。林相は、人工林や天然林等、変化に富む地域であり多様な鳥獣が生息しているほか、大小の河川や多数の湿原による豊富な水資源と、多様な自然環境が形成され、多くの野生鳥獣の生息環境に適した区域となっている。

このため、当該地区は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第12

- 1 名称
岩谷鳥獣保護区
- 2 区域

由利本荘市岩谷中館地内の市道川口岩谷線と市道深沢中館牛寺線との交点を起点とし、市道川口岩谷線を北東に進んで市道三川北福田金崎線との交点に至り、同市道を南進して町道北福田山根一号線との交点に至り、同市道を

南進して市道古館岩洞川原線との交点に至り、同市道を西に約170メートル進み更に南東に約100メートル進んで滝ノ沢集落に至る歩道との交点に至り、同歩道を南進して北福田地区と赤田地区との境界に至り、同境界を西進して岩谷町地区と赤田地区との境界に至り、同境界を西進して牛寺地区と赤田地区の境界に至り、同境界を南西に進んで県道北ノ又岩谷線との交点に至り、同県道を西進して市道深沢中館牛寺線との交点に至り、同市道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成30年11月1日から平成50年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

岩谷鳥獣保護区は、由利本荘市中央部北側の旧大内町の西部に位置しており、中央に一級河川芋川、南に赤田川が流れ、林相はスギ人工林や広葉樹の天然林等の変化に富む地域であり、野生鳥獣の生息地として適している。

このため、当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第13

1 名称

方角沢鳥獣保護区

2 区域

大仙市鳥井野地内の県道土川神岡線と県道本荘西仙北角館線との交点を起点とし、県道土川神岡線を南西に進んで市道田代沢線との交点に至り、同市道を南東に進んで旧西仙北町と旧神岡町の境界との交点に至り、同境界を西進して同県道との交点に至り、同県道を南西に進んで秋田県家畜試験場の道路との交点に至り、同道路を北西に進んで市道大野線との交点に至り、同市道を北進して県道本荘西仙北角館線との交点に至り、同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成30年11月1日から平成50年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

方角沢鳥獣保護区は、秋田県内陸南部の大仙市東部に位置し、比較的緩やかな丘陵地にスギ、アカマツ等の人工林やコナラをはじめとする落葉広葉樹林などの森林が混在しており、その中央には湯の代・小方角沢湿原や周囲には農業用ため池や農業用水路等の豊富な水資源があることから、エナガ、ホオジロ等の鳥類やニホンカモシカ等多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第14

1 名称

乙越沼鳥獣保護区

2 区域

大仙市乙越地内の市道乙越線と市道杉山田・江原田・乙越線との交点を起点とし、市道乙越線を南東に進んで市道九升田後線との交点に至り、同市道を南東に進んで市道宿九升田線との交点に至り、同市道を南西に進んで市道強首温泉5号線との交点に至り、同市道を北西に進んで市道大場崎・上野台線との交点に至り、同市道を北進して市道杉山田・江原田・乙越線との交点に至り、同市道を北東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成30年11月1日から平成50年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 指定目的

乙越沼鳥獣保護区は、秋田県内陸中央部の大仙市の西部に位置し、雄物川の旧河道で、三日月湖として形成された乙越沼を中心とした区域であり、その周辺には水田が広がっている。このような自然条件を反映して、オオハクチョウやコハクチョウをはじめとする多数の渡り鳥が中継地として利用する重要な地域となっている。

このため、当該区域は集団渡来する渡り鳥の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域で生息する鳥獣の保護を図るものである。

第15

1 名称

八乙女鳥獣保護区

2 区域

大仙市極楽野地内の私道と市道八乙女線との交点を起点とし、私道を東進して同市道との交点に至り、同市道を南東に約180メートル進んで八乙女公園三角点（標高140メートル）に至る歩道との交点に至り、同歩道を南東に進んで雄物川地域森林計画区旧中仙町9林班と10林班の林班界北東端に至り、同林班界を南西に進んで同市道との交点に至り、同市道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成30年11月1日から平成50年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

八乙女鳥獣保護区は、秋田県内陸南部の大仙市東部に位置し、八乙女公園及び公園周辺の針葉樹及び広葉樹の大木と低層木で構成される森林からなり、隣接地には玉川や水田地域等の豊富な水資源があることから、トビ、キジ及びブリス等里山に生息する多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第16

1 名称

払田鳥獣保護区

2 区域

大仙市払田地内の雄物川地域森林計画区旧仙北町1林班、高梨神社及び払田柵跡の区域

3 存続期間

平成30年11月1日から平成50年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

払田鳥獣保護区は、秋田県内陸南部の大仙市東部に位置し、周辺は一面水田や耕作地の中、唯一である緩やかな丘陵地に、人工林やナラ類の落葉広葉樹が混在しており、近くには水田や農業用水路の豊富な水資源があることから、里山に生息しているキジ、シジュウカラ等の身近な鳥類が生息している。

このため、当該地域は鳥類の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第17

1 名称

保呂羽山鳥獣保護区

2 区域

横手市大森町八沢木地内の県道横手大森大内線と市道屋敷台羽広線との交点を起点とし、同県道を南西に進み市道大木屋金井神線との交点に至り、同市道を北東に進み雄物川地域森林計画区旧大森町48林班と国有林湯沢森林管理署1001-Ⅱ林班との林班界に至り、同林班界を北西に進み横手市と由利本荘市との市町村界に至り、同市町村界を北東に進み横手市と大仙市との市町村界に至り、同市町村界を南東に進み市道屋敷台羽広線との交点に至り、同市道を南東に進み起点に致る線に囲まれた一円の区域

- 3 存続期間
平成30年11月1日から平成50年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

保呂羽山鳥獣保護区は、横手市大森町にある保呂羽山を中心とした周辺に位置し、落葉広葉樹林、針葉樹林等林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、アオゲラ、アカゲラ、ニホンカモシカ等をはじめ多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第18

1 名称

秋ノ宮鳥獣保護区

2 区域

雄物川地域森林計画区旧雄勝町49林班5小班、6小班及び7小班的区域

3 存続期間

平成30年11月1日から平成50年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

秋ノ宮鳥獣保護区は、湯沢市南部の秋ノ宮地区の小高い丘陵地に位置し、スギ人工林とナラ類の落葉広葉樹林が広がり、多様な野生鳥獣の生息地となっている。また、林道、歩道等を利用して森林の中を散策することで、自然との触れ合いの場としても利用されている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第19

1 名称

貝沼鳥獣保護区

2 区域

雄物川地域森林計画区旧皆瀬村68林班、70林班及び71林班との林班界交点を起点とし、同70林班と71林班の林班界を北西に進んで字背戸倉と字沼瑞との字界交点に至り、同字界を北に約300メートル進んで更に北東に進んで字貝沼との字界交点に至り、同字界を南東に進んで字上貝沼との字界交点に至り、同字界を南西に進んで字虚空蔵森との字界交点に至り、同字界を南東に進んで字小保内との字界交点に至り、同字界を南進して雄物川地域森林計画区69林班との交点に至り、同林班界を南進して同68林班との交点に至り、同林班界を南西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成30年11月1日から平成50年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

貝沼鳥獣保護区は、湯沢市の東部に位置し、貝沼を中心に豊富な水資源があり、周辺にはスギ人工林や落葉広葉樹林が混在していて、多様な野生鳥獣類を身近に見られる区域である。

このため、当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第20

1 名称

皆瀬ダム鳥獣保護区

2 区域

湯沢市皆瀬地内の市道小保内真坂線と国道398号との交点を起点とし、同市道を北東に進んで市道菅生内線との交点に至り、同市道を東進して市道滑坂木積場線との交点に至り、同市道を北東に進んで更に南東に進んで市道菅生内線との交点に至り、同市道を東進して市道鍋坂線との交点に至り、同市道を南進して市道中ノ台横林線との交点に至り、同市道を南東に進んで大俣沢左岸との交点に至り、同沢左岸を西進して皆瀬ダム貯水池公有水面に至り、同公有水面と民有地の境界を南西に進んで羽場橋との交点に至り、同橋を南西に進んで同国道との交点に至り、同国道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成30年11月1日から平成50年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 指定目的

皆瀬ダム鳥獣保護区は、秋田県が管理する皆瀬ダムを中心とした区域であり、ダム湖の豊富な水資源と周囲の森林環境により、渡りの中継地として多数の渡り鳥が利用している。

このため、当該区域は、集団渡来する渡り鳥の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

第21

1 名称

上林鳥獣保護区

2 区域

雄勝郡東成瀬村田子内地内の村道田子内旧国道線と村道沢方・下田線との交点を起点とし、同村道を東進して国道342号との交点に至り、同国道を南東に進んで字上林と字蛭川の字界との交点に至り、同字界を南進して村道館ヶ沢上林線との交点に至り、同村道を北西に約550メートル進んで字木滝ヶ沢と字仙人山の字界との交点に至り、同字界を南西に進んで字木滝ヶ沢と字一ノ沢の字界との交点に至り、同字界を南東に進んで雄物川地域森林計画区東成瀬村101林班と103林班の林班界との交点に至り、同林班界を北西に進んで大沢川右岸との交点に至り、同川右岸を北西に約50メートル進んで村道沢方・下田線との交点に至り、同村道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成30年11月1日から平成50年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

上林鳥獣保護区は、東成瀬村田子内地区に隣接し、スギ人工林、ナラ類等の落葉広葉樹林で構成された森林が中心となった区域で、多様な野生鳥獣が生息している。また、区域内には村役場や中学校も含まれ、自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場にも利用されている。

このため、当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。